

倫理規程

<前 文>

一般社団法人こども女性ネット東海は（以下「この法人」という。）は、その設立の趣意に基づき、災害時声を上げにくい妊婦・乳幼児・こども・女性の命を守るために、日ごろより防災・減災の活動等「たすかる」活動を行う。また、被災地も含め「たすける」活動を行う、こどもと女性の人材育成に努め、こどもと女性の主体的な参画と多様で多彩な主体者による連携・協力により、新たな地域のコミュニティを醸成していくことを目指す。

よって、法人の経営に関しては、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本 文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 この法人は、関連法令、及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第6条 助成事業等を行うにあたり、理事、監事、社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別な利益を与えてはならない。

2 特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えてはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第7条 この法人の役職員は、その職務の執行に際しこの法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(自己申告)

第8条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

(情報開示及び説明責任)

第9条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第11条 この法人の役職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、民間公益活動の促進による社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第12条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和5年月7日1日から施行する。(令和5年6月17日理事会決議)

この規程は、令和6年月12日1日から施行する。(令和5年11月16日理事会決議)